

鳥取縣公報

昭和十八年四月二十日
第一千四百二十六號

火曜日

本書ノ大半並尺圖定規格A5判

目次

- 縣令
 - 鳥取縣立中學校學則……………一頁
 - 同 高等女學校學則……………一〇頁
 - 工作物築造統制規則施行細則……………一八頁
 - 鳥取縣立機械工養成所規程中改正……………三〇頁
- 告示
 - 無試驗檢定ニ依リ免許狀授與……………三〇頁
 - 試驗檢定ニ依リ 同……………三三頁
 - 職務執行ニ關スル證票交付……………三三頁
 - 產婆名簿登錄……………三三頁
- 彙報
 - 軍人援護精神昂揚運動……………三五頁
 - 共同苗代の奨め……………三五頁
 - 麥病害防除「藥劑撒布」……………三七頁
 - 其の他……………三七頁

縣令

◇鳥取縣令第二十九號

鳥取縣立中學校學則左ノ通定ム

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立中學校學則

第一章 學年、學期及休業日

第一條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終ル

第二學期 八月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三學期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第二條 休業日ハ左ノ如シ

一 一月之日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル

00929

祭日祝日
二 日曜日

三 學校開校記念日

四 夏季休業日 自八月一日起至八月三十一日

五 冬季休業日 自十二月二十八日至翌年一月六日

六 春季休業日 自三月二十七日自四月五日

學校長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ知事ノ認可ヲ得テ夏季冬季ノ休業日ヲ變更シ又ハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二章 教科及修練課程並ニ授業日時數

第三條 教科及修練課程並ニ每週授業時數ハ別表ニ依ル

第四條 授業日數ハ第四學年ニ在リテハ二百三十日以上トシ其ノ他ノ學年ニ在リテハ每學年二百五十日以上トス

第三章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第五條 生徒ノ成績ハ平素之ヲ考查シ每學期末ニ於テ之ヲ評定ス

第六條 學年末ニ於テハ各學期ノ成績ニ依リ該學年ノ成績ヲ評定シ卒業及修了ヲ認定ス

第七條 卒業者ニハ第三號書式ノ證書ヲ授與ス

第四章 生徒ノ入學、退學及休學

第八條 生徒ノ募集期日及人員等ハ其ノ都度之ヲ公告ス

第九條 入學志願者ハ第一號書式ノ入學志願票ニ入學查料金參圓ヲ添附シ出身國民學校長ヲ經由シテ學校長ニ差出スベシ

入學查料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

第十條 入學志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ出身國民學校長ノ報告及當該學校ニ於テ行フ人物考查並ニ身檢査ヲ綜合判定シテ之ヲ選拔ス

第十一條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ戶籍抄本及第二號書式ノ誓約書ヲ學校長ニ差出スベシ

親權者若ハ後見人學校ヲ距ルコト四軒以外ニ居住スルトキハ別ニ四軒以内ニ居住スル身許確實ナル者ニ就キ代理者ヲ定メ前項誓約書ニ連署セシムルヲ要ス

學校長ニ於テ前項代理者ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第十二條 生徒疾病其ノ他ノ事由ニヨリ引續キ二月以上

00930

出席セザルトキ又ハ二箇月以上出席シ能ハズト認メタルトキハ學校長ハ其ノ學年間休學ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ親權者若ハ後見人連署ヲ以テ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第五章 賞 罰

第十四條 學業、操行及身體等ノ成績優秀ナル者ハ學校長ニ於テ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第十五條 學校ノ内外ヲ問ハズ生徒ノ本分ニ違反シタル者ハ其ノ情狀ニヨリ左ノ徴戒ニ處ス

- 一 譴責
- 一 謹慎
- 一 停學
- 一 退學

第六章 授業料

第十六條 授業料ハ一箇月四圓六拾錢トス但シ他府縣ヨリ通學スル者若ハ其ノ校ニ在學スル爲特ニ本縣ニ住居ヲ有スル者ニ在リテハ五圓六拾錢トス

第十七條 授業料ハ毎月十日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ一月

及四月ハ十五日迄トス

第十八條 授業料納期後五日ヲ過ギ仍之ヲ納付セザル者ハ出席ヲ停止スルコトアルベシ但シ出席停止中ト雖モ授業料ハ之ヲ免ゼズ

授業料納期後滞納六十日ニ及ブトキハ學籍ヲ除クコトアルベシ

前項ニヨリ學籍ヲ除キタル者ニ對シテハ授業料ヲ追徴セズ

他府縣ノ學校ヨリ轉學又ハ入學スル者ニ對シテハ其ノ月ヨリ授業料ヲ徴收ス

本縣立學校ヨリ轉學又ハ入學セル者ニシテ以前在學セル學校ニ於テ之ヲ納付セシ場合ニ在リテハ其ノ月ノ授業料ハ重ネテ之ヲ徴收セズ

第七章 寮 舍

第十九條 寮舍ニ入舍セシムルハ生徒ノ希望ニ依ル但シ學校長ニ於テ必要ト認ムル者ハ入舍ヲ命ズルコトアルベシ

第二十條 舍生ハ學校長ノ定ムル所ニヨリ食費及舍費ヲ納付スベシ

第二十一條 入舎若ハ退舎セントスル者ハ親權者若ハ後見人ニ於テ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第八章 附 則

第二十二條 本學則ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條 大正四年一月十五日鳥取縣令第三號鳥取縣立中學校學則ハ之ヲ廢止ス

第二十四條 本學則施行ノ際現ニ在學セル生徒ニ課スベキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ學校長ニ於テ本學則ノ教科及修練課程ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二十五條 本學則施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

(別表) 教科及修練課程並ニ每週授業時數表

國民科	科目	學年						
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年			
修身	一	皇國ノ使命 青少年學徒ニ賜ハリタル勸語 中學校生徒ノ修練 禮法	一	皇國ノ道ノ修練 皇國ノ道ノ修練 國民生活 禮法	二	皇國ノ政治 皇國ノ軍事 皇國ノ道ノ修練 禮法	二	我が國ノ經濟 皇國ノ文化 皇國ノ使命 禮法
國語	五	講讀 作文及話方	五	同上	五	講讀 作文法讀	五	同上
歷史	二	東亞及世界ノ歷史	一	同上	二	皇國ノ歷史 (維新以前)	二	皇國ノ歷史 (維新以後) 大東亞ト皇國ノ使命
地理	一	序說 歐阿米各地域ノ特性	二	日本及東亞ノ地理	一	國土國勢	一	同上

體鍊科	教 練	理數科		
		生物	物 象	數 學
三	二	二	四	四
三	二	二	四	四
三	二	四	四	四
三	一	四	五	五

生物ノハタラキト環境ノ物質交代ノ調節ト感覺ノ生活ト環境

物象ノ變化ノ考察
基礎的操作ト觀察
物ノ變化ノ考察
(其ノ二)
非金屬ト其化合物
炭素化合物

物ノ變化ノ考察
(其ノ二)
金屬ト其化合物
地殼ノ構造
太陽系
電磁氣

植物ノ一般ノ考察
動物ノ一般ノ考察
人物ノ一般ノ考察

圖表ト式
正ノ數ト負ノ數
一次函數(其ノ一)
一次函數(其ノ二)
測量
圖形ノ描キ方
對稱
迴轉
合同

一次函數(其ノ一)
二次函數(其ノ二)
式ノ計算
(第二類)
平行ト相似
直三角
圓ト球

簡數ノ處理
系列ノ考察
近似値ト誤差
對數
(第二類)
三角函數
航跡

連續ノ變化
統計
(第二類)
立體圖形ノ表現

力ト運動
平衡トエネルギー
音波
光波
電氣通信
放電現象
物質ト工業
機械ト工業
繁殖遺傳
國民體位

藝能科	藝能科					
	工作	圖畫	書道	音樂	武道	體操
(農業)	木工	鑑製圖描 賞圖案畫	書式用書 跡筆寫 ノ鑑賞	鑑音聽唱 賞樂覺歌 理論	二 柔劍 道	二 體操及 衛生訓練 競技
	模航空機及模 型艦	同上	用筆及結 體ノ實習	同上	二 柔劍 道	二 同上
	模航空機及模 型艦	同上	用筆及結 體ノ實習	同上	三 柔劍 道	同上
	模航空機及模 型艦	同上	用筆及結 體ノ實習	同上	三 柔劍 道	同上
	模航空機及模 型艦	同上	用筆及結 體ノ實習	同上	三 柔劍 道	同上
	模航空機及模 型艦	同上	用筆及結 體ノ實習	同上	三 柔劍 道	同上

實業科	實業科		外國語科	修(但シ定時ノモ ノ)鍊	每週授業總時數
	(商業)	(工業)			
			四 聽方及話方讀書作文	三	三五
			同上	同上	三五
			同上	同上	三六
			同上	同上	三六
			同上	同上	三六
			同上	同上	三六

備考

- 一 實業科外國語科ハ第三學年及第四學年ニ於テハソノ何レカヲ選擇履修セシム
- 二 實業科ハ鳥取第一中學校及米子中學校ニ於テハ工業科ヲ鳥取第二中學校、倉吉中學校及境中學校ニ於テハ農業科ヲ課ス
- 三 外國語ハ英語ヲ課ス但シ境中學校ニ於テハ英語及支那語ヲ兼修セシム
- 四 修練ハ本課程以外ニ於テ日常修練及一學年約三十日ノ隨時修練ヲ課ス

第一號書式

入學志願票

願		志	
籍本	生年月日	印名氏	
縣	昭和 年 月 日	(氏名ノ右傍ニ振假名ヲ附スベシ)	
郡市		號香驗受	
町大字			
村大字			
丁目			
番地			
屋敷			

第二號書式

五錢ノ收 入印紙

者		護		保		者	
職業	所住現	籍本	印名氏	昭和 年 月 日	縣府 市郡 町	國民學校	修了ノ見込
	縣 郡市 町大字	縣 郡市 町大字	本人トノ 續	高修了ノ見込	國民學校	修了ノ見込	國民學校
	番地	番地		初等科修了ノ見込	國民學校	修了ノ見込	國民學校
	屋敷	屋敷			國民學校	修了ノ見込	國民學校

誓約書

儀入學許可相成候ニ付テハ御校則ヲ確守候ハ勿論
 妄リニ中途退學致間敷候依テ誓約如件

本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				

寄留縣

鳥取縣立何中學校長 何 某殿
 備考 一 親權者(若クハ後見人)本校ヲ距ルコト四軒以外ニ居住スルトキハ別ニ四軒以内ニ居住スル身元確實ナル代理者ヲ定メ連署セシムルヲ要ス
 一 職業及生徒ト代理人トノ關係ハ成ルベク具體的ニ記入スルコト

寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				

第三號書式

卒業證書

右ハ本校ニ於テ中學校ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタ
 リ依テ之ヲ證ス

卒業	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				
本籍	縣	郡市	町大字	番地
寄留	縣	郡市	町大字	番地
職業				
親權者氏名印				

00937

年 月 日
校 印

鳥取縣立何中學校長 位勳爵氏 名印

番 號

鳥取縣令第三十號

鳥取縣立高等女學校學則左ノ通定ム

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立高等女學校學則

第一章 總 則

第一條 高等女學校ノ修業年限ハ四年トス

第二條 高等女學校ニ高等科及専攻科ヲ置クコトヲ得
高等科及専攻科ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 學年、學期及休業日

第三條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終ル

第二學期 八月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三學期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第四條 休業日ハ左ノ如シ

一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル
祭日祝日

二 皇后陛下御誕辰

三日 曜日

四 學校開校記念日

五 夏季休業日

六 冬季休業日

七 春季休業日

自八月一日
至八月三十一日

自十二月二十八日
至翌年一月六日

自三月二十七日
至四月五日

學校長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ知事ノ認可ヲ得テ夏
季冬季ノ休業日ヲ變更シ又ハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第三章 教科及修練課程並ニ授業日時數

第五條 教科及修練課程並ニ每週授業時數ハ別表ニ依ル

第六條 授業日數ハ第四學年ニ在リテハ二百三十日以上ト
シ其ノ他ノ學年ニ在リテハ每學年二百五十日以上トス

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

00938

第七條 生徒ノ成績ハ平素之ヲ考查シ每學期末ニ於テ之ヲ
評定ス

第八條 學年末ニ於テハ各學期ノ成績ニ依リ該學年ノ成績
ヲ評定シ卒業及修了ヲ認定ス

第九條 卒業者ニハ第三號書式ノ證書ヲ授與ス

第五章 入學、退學及休學

第十條 生徒ノ募集期日及人員等ハ其ノ都度之ヲ公告ス

第十一條 入學志願者ハ第一號書式ノ入學志願票ニ入學考
査料金參圓ヲ添附シ出身國民學校長ヲ經由シテ學校長ニ

差出スベシ

入學考査料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

第十二條 入學志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ出
身國民學校長ノ報告及當該學校ニ於テ行フ人物考査並ニ

身體檢査ヲ綜合判定シテ之ヲ選抜ス

第十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ戶籍抄本及第二號
書式ノ誓約書ヲ學校長ニ差出スベシ

親權者若ハ後見人學校ヲ距ルコト四軒以外ニ居住スルト

キハ別ニ四軒以内ニ居住スル身元確實ナル者ニ就キ代理

者ヲ定メ前項誓約書ニ連署セシムルヲ要ス

學校長ニ於テ前項代理者ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ
變更セシムルコトヲ得

第十四條 生徒疾病其ノ他ノ事由ニ因リ引續キ二箇月以上
出席セザルトキ又ハ二箇月以上出席シ能ハズト認メタル

トキハ學校長ハ其ノ學年間休學ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ親
權者若ハ後見人連署ヲ以テ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第六章 賞 罰

第十六條 學業、操行及身體等ノ成績優秀ナル者ハ學校長
ニ於テ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第十七條 學校ノ内外ヲ問ハズ生徒ノ本分ニ違反シタル者
ハ其ノ情狀ニ依リ左ノ懲戒ニ處ス

一 譴 責

一 謹 慎

一 停 學

一 退 學

第七章 授 業 料

第十八條 授業料ハ一箇月四圓四拾錢トス但シ他府縣ヨリ通學スル者若ハ其ノ校ニ在學スル爲特ニ本縣ニ住居ヲ有スル者ニ在リテハ五圓貳拾錢トス

第十九條 授業料ハ毎月十日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ一月及四月ハ十五日迄トス

第二十條 授業料納期後五日ヲ過ギ仍之ヲ納付セザル者ハ出席ヲ停止スルコトアルベシ但シ出席停止中ト雖モ授業料ハ之ヲ免ゼズ

授業料納期後滞納六十日ニ及ブトキハ學籍ヲ除クコトアルベシ

前項ニヨリ學籍ヲ除キタル者ニ對シテハ授業料ヲ追徵セズ

他府縣ノ學校ヨリ轉學又ハ入學セル者ニ對シテハ其ノ月ノ授業料ヲ徵收ス

本縣立各學校ヨリ轉學又ハ入學セル者ニシテ以前在學セル學校ニ於テ之ヲ納入セシ場合ニ在リテハ其ノ月ノ授業料ハ重ネテ之ヲ徵收セズ

第二十一條 寮舎ニ入舎セシムルハ生徒ノ希望ニ依ル但シ學校長ニ於テ必要ト認ムル者ハ入舎ヲ命ズルコトアルベシ

第二十二條 舍生ハ學校長ノ定ムル所ニヨリ食費及舍費ヲ納付スベシ

第二十三條 入舎若ハ退舎セントスル者ハ親權者若ハ後見人ニ於テ學校長ノ許可ヲ受クベシ

第九章 附 則

第二十四條 本學則ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第二十五條 大正三年三月二十五日鳥取縣令第八號鳥取縣立鳥取高等女學校學則、鳥取縣令第九號鳥取縣立米子高等女學校學則、大正十年三月十七日鳥取縣令第十六號鳥取縣立倉吉高等女學校學則、大正十五年三月十五日鳥取縣令第十一號鳥取縣立八頭高等女學校學則、昭和四年二月二十日鳥取縣令第七號鳥取縣立根雨高等女學校學則ハ之ヲ廢止ス

第二十六條 本學則施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ課スベキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ學校長ニ於テ本學則ノ教科

第八章 寮 舍

及修練課程ヲ對酌シテ之ヲ定ム

(別表) 本科ノ教科及修練課程並ニ每週授業時數表

第二十七條 本學則施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

學科目	學年	國民科					修身
		國語	歷史	地理	數學	物理	
時數及 課程	第一學年	五	二	一	三	一	
時數	第二學年	五	二	一	三	一	
時數	第三學年	四	一	一	二	二	
時數	第四學年	四	一	一	二	二	
課程	第一學年	講讀 話方讀 作文法	東亞及世界ノ歴史	歐亞米ノ地理 日本ノ地理	數量ノ式 圖形ノ畫キ方 對稱、回轉、合同	神勅、聖訓ノ謹解 皇國ノ道ノ修練 皇國ノ家ト女子禮法	
課程	第二學年	同上	東亞及世界ノ歴史 (維新以前)	日本ノ地理 東亞ノ地理	正ノ數ト負ノ數 一次函數 平行ト相似 直角ト三角形	神勅、聖訓ノ謹解 皇國ノ道ノ修練 家禮法	
課程	第三學年	講讀 話方讀 作文法	皇國ノ歴史 (維新以前)	日本ノ國土國勢	二次函數 投影圖	國體ノ本義 皇國ノ道ノ修練 皇國ノ家 皇國ノ政治 皇國ノ軍事 禮法	
課程	第四學年	同上	皇國ノ歴史 (維新以後)	日本ノ國土國勢	統計ト率	國體ノ本義 皇國ノ道ノ修練 皇國ノ家 皇國ノ經濟 皇國ノ文化 禮法	
課程	第一學年						
課程	第二學年						
課程	第三學年						
課程	第四學年						

	家政科					
體操	被服	保健	育兒	家政	生物	
	四		二		一	
體操及衛生訓練	手縫及「ミシン」縫 ノ基本練習 平常被服ノ手入 繕ヒ方裁縫及洗濯 編物		家事ノ手傳 敬老ノ傳習 基本調理實習 日常ノ經濟	(家事) 祭老ノ傳習	一般の考察 動物	
同上	四 同上		二	(家事) 家族ノ健康 住居 食物ト榮養 基本調理實習	一 同上	金屬ト其ノ化合物
同上	四		四	國民保健ト家庭生活 食品ノ榮養價値ト其 ノ調理 食品及食物ノ貯藏 疾病ト其ノ豫防 家庭看護 救急處置	一 一般の考察 人ノハタラキト環 境	力ト運動 音
同上	四		四	日常食ト其ノ調理 慶弔時ノ獻立ト其ノ 調理 食品及食物ノ貯藏 團体炊事 炊キ出シ	二 生物ノハタラキト環 境 繁殖ノ遺傳 國民體位	

鳥取縣公報 第千四百二十六號 昭和十八年四月二十日 (第三種郵便物認可) 一四

增加教科	藝能科					體練科	
商業	英語	工作	圖畫	書道	音樂	教練	武道
	二		二	一	一	四	
	聽方及話方 讀文書	機器ノ製作修理 手藝ノ分解組立	描圖 製圖 美術工藝品ノ鑑賞	カナ及漢文ノ書法 筆跡ノ鑑賞	歌唱法 聽覺訓練 音樂理論 音樂ノ鑑賞	徒手ノ各個及部隊教 練式 指揮法及教育法 軍事講話	薙刀
	二 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
珠算	同上	同上	同上	同上	同上	同上	薙刀
珠算	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

鳥取縣公報 第千四百二十六號 昭和十八年四月二十日 (第三種郵便物認可) 一五

每週授業總時數	修練		被服	保健
	三五	三	一	
三六	同上	同上	被服ノ裁縫	食品ノ營養價値ト其ノ調理 食品及食物ノ貯藏
三六	三	同上	被服ノ裁縫	染色
三六	同上	同上	被服ノ裁縫	

備考

表中授業時數欄ノ數字ニ括弧ヲ附シタル科目ハ選擇履習
セシムル科目ナリ

第一號書式

入學志願票

(考查番號)

(氏名) _____
 年 月 日生
 (氏名ニフリ假名ヲツクベシ)

履 歷	志 願 者	
	本籍	現住所
昭和 年 月 日	入學後ノ居所	自宅通學
昭和 年 月 日	(學校所在地) (校名)	寄宿舎 下宿
昭和 年 月 日	縣 市	
昭和 年 月 日	國民學校	
昭和 年 月 日	國民學校ヨリ	

者	保 護 者				庭 家
	本人トノ關係	職業	現住所	本籍	
					祖母
					母父
					伯叔母父
					兄弟
					姉弟
					雇其他
					人他

第二號書式

五錢ノ
收入印紙

誓約書

儀入學御許可相成候ニ付テハ御校則ヲ確守候ハ
勿論安リニ中途退學致間敷候依テ誓約如件

本籍地 縣 郡市 町大字 番地
 現住地 縣 郡市 町大字 番地
 昭和 年 月 日 戸主 關係

生徒氏名
前書ノ通遵守致サシムベキハ勿論尙本人左學中ニ係ル一切ノ事件ハ引受可申候也

本籍地 縣 郡市 町大字 番地
 現住地 縣 郡市 町大字 番地
 職業 縣 郡市 町大字 番地
 親權者氏名印 縣 郡市 町大字 番地

右代理人
生徒トノ關係

鳥取縣立何高等女學校長 何 某 殿
備考 一、親權者若クハ(後見人)本校ヲ距ルコト四料以

外ニ居住スルトキハ別ニ四料以內ニ居住スル身元確實ナル代理人ヲ定メ連署セシムルヲ要ス
一、職業及生徒トノ關係ハ成ルベク具體的

00945

第三號書式

ニ記入スルコト

卒業證書

縣

氏

名

生年月日

右ハ本校ニ於テ高等女學校ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒

ヘタリ依テ之ヲ證ス

年 月 日

鳥取縣立何高等女學校長 位勳爵 氏 名印

番 號

鳥取縣令第三十一號

工作物築造統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

工作物築造統制規則施行細則

第一條 工作物築造統制規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依ル許可申請書又ハ届書ハ商工大臣ニ提出スベキモノハ知事ヲ、知事ニ提出スベキモノハ工作物築造地所轄警察署長ヲ經由シ提出スベシ

第二條 規則第五條ノ許可申請書ハ別記第一號様式ニ依リ左ニ掲グル書面及圖面ヲ添附シテ商工大臣ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ正副二通ヲ、知事ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ一通ヲ提出スベシ

一 配置圖

二 平面圖

三 規則第五條第三項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル資材ノ使用場所ヲ明示シタル圖面

四 規則第五條第三項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル資材ニシテ配給ノ割當ヲ受クベキ行政官廳又ハ統制團體アルモノニ付テハ當該行政官廳又ハ統制團體ノ割當見込書、其ノ他ノモノニ付テハ入手見込圖書

五 規則第二條第二號ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ

00946

立面圖、斷面圖、主要構造部ノ詳細圖及構造計算書但シ配管設備ノ築造ニ付許可ヲ申請スルモノナルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

六 臨時資金調整法ノ規定上適法ニ事業設備ノ新設等ヲ爲ス場合ノ當該工作物ノ築造ニ付許可ヲ申請スルモノニ在リテハ之ヲ證スルニ足ル書面但シ知事ノ許可ヲ申請スルモノナルトキニ限ル

第三條 規則第六條ノ規定ニ依ル許可申請書ハ第二條ニ準ジ商工大臣ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ正副二通ヲ、知事ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ一通ヲ提出スベシ

第四條 規則第七條ノ規定ニ依ル届書ハ別記第二號様式ニ依リ商工大臣ニ届出ヅルモノニ在リテハ正副二通ヲ、知事ニ届出ヅルモノニ在リテハ一通ヲ提出スベシ

第五條 規則第九條但書ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ所要事項ヲ具シ商工大臣ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ正副二通ヲ、知事ノ許可ヲ申請スルモノニ在リテハ一通ヲ提出スベシ

第六條 規則第二十四條ノ届書ハ別記第三號様式ニ依リ第二條第一號乃至第五號ニ掲グル書面及圖面ヲ添附シテ正副二通ヲ提出スベシ

第七條 規則ニ依ル許可申請書又ハ届出ニ添付スベキ書面又ハ圖面ハ當該工作物ノ築造ニ付同時ニ防空法令又ハ市街地建築物法令ニ依ル建築ノ認可若ハ許可申請書又ハ届書ヲ提出スル場合ニ於テハ重複スルモノニ限り之ヲ省略スルコトヲ得

第八條 規則第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル工作物ニ付テハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書一通ヲ本令施行後十日以内ニ知事ニ提出スベシ

- 一 工作物ノ位置、用途及規模
- 二 工事着手ノ年月日
- 三 工事進捗ノ程度

附 則

第九條 本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス
第十條 木造建築物築造統制規則施行細則ハ本令施行ノ日より之ヲ廢止ス

00947

第一號様式ノ一

<p>工作物建築造許可申請請 建築主 住 所 氏 名 氏 名</p>		<p>地 址 番 地 番 園 番 電 話 番 號</p>		<p>許可、認可等行政事務處理簡捷令適用關係 經由行政廳受付日附 昭 和 年 月 日 慶分期會満了日附 昭 和 年 月 日 照 會 年 月 日 照 會 年 月 日 照 會 年 月 日</p>		
條件	<p>判決欄 許可證印欄</p>					
<p>工作物ノ屬スル事業又ハ施設ノ種類 築造ヲ必要トスル事由</p>				總工事費	金 圓	錢
<p>工事完了後自己ニ於テ使用スルモノナリ又他人ニ貸渡又ハ譲渡スルモノナリト</p>				<p>築造ノ要旨</p>		
代理人 住 所 氏 名	番 地	電 話 ()				
設計者 住 所 氏 名	番 地	電 話 ()				
工事管理 住 所 氏 名	番 地	電 話 ()				
請 負 人 住 所 氏 名	番 地	電 話 ()				
敷 地 所 有 者 住 所 氏 名	番 地	電 話 ()				

00948

第一號様式ノ二 (建築物用)

第 一 號 工 作 物				
敷地、地名、番號	番 地			地 區
敷地内ノ建築物	主要用途			
	敷地面積	床面積合計	建築物ノ總數當該建築物ヲ含ム(總床面積棟數)	平方 米 棟
建築物	平方 米 棟	平方 米 棟	平方 米 棟	平方 米 棟
棟別建築物ノ總數(總床面積棟)	建築物ノ總數當該建築物ヲ含ム(總床面積棟數)			建築物
棟別建築物ノ規模及構造	建築物番號	號	總 建 築 費	圓
	建築面積	平方 米	總 建 築 費	圓
	構造種別	造	階 建 床 面 積	平方 米 人
	階 數	階 建 地 下 階	住 居 住 人 員	人
各階面積				
要旨		階別	階	階
階別		(平方米)	(同)	(同)
合計				
建築物ノ總數				
關係法令	建築法	建築物築造統制規則、企業許可令、臨時食糧調整、市街地建築物法		
工事着手豫定期	昭 和	年	月	日
工事完了豫定期	昭 和	年	月	日
總工事費				

設計及工事計畫ノ概要

00949

注意 1、本號用紙ハ建物ノ場合ニ使用スルモノトス
2、本號用紙ハ棟毎ニ一枚宛使用スルモノトス

第一號様式ノ三 (建築物以外ノ工作物用)

第 一 號工作物		
工 作 物 ノ 位 置	1	
工 事 費	圓	
	用 途	
工事着手ノ豫定期	昭和 年 月 日	關係法令適用ノ有無
及 工 作 物 造 ノ 規 模	昭和 年 月 日	企業許可令、臨時資金調整法臨時農地管理令、防空法、市街地建築物法

注意 (1) 本號用紙ニハ建物ニ非サル工作物ノ場合ニ使用スルモノトス
本號用紙ハ工作物毎ニ一枚宛使用スルモノトス

00950

第一號様式ノ四

種 類	使 途	使用場所ノ規模	材 石	規格寸法	品 種 別 所 要 量			規 格 法	定 額
					數 量	數 計	合 計		
鐵 鋼 及 鐵 鋼 製 品					延				割當テハ割當期又ハ付資ニ付
					同				
					同				
					同				
					同				
					同				
					同				
					同				
					同				
					同				
セメント					延				
					同				
セメント					延				
					延				

00951

厚 型 石 綿 木 粘 粘 網 入 子 板 箱 子 木 材	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				
	スレト																				

鳥取縣公報 第千四百二十六號 昭和十八年四月二十日 (第三種郵便物認可) 二四

00952

合 耐 木 ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	板																				
	火																				
	材																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				
	ア																				

注 意 鐵鋼及鐵鋼製品ノ品種別ニ付テハ 3 號用紙附表ヲ參照スルコト
鐵鋼及鐵鋼製品品種別一覽表
(第一號様式ノ四附表)

鉄
半
製
品
鐵
壓
延
鋼
片
シ
ー
ト
パ
ー
テ
イ
シ
パ
ー
ス
ケ
ル
ブ
壓
延
鋼
材
大
形

鳥取縣公報 第千四百二十六號 昭和十八年四月二十日 (第三種郵便物認可) 二五

00953

軌條及繼目板
 タイプレート
 形鋼
 矢形鋼板
 棒鋼
 中形
 軌條及繼目板
 形鋼
 棒鋼
 小形
 繼目板
 形鋼板
 棒鋼
 厚板
 三耗超六耗未滿、六耗以上
 精鋼板
 仕上鋼板
 普通鋼板

罐用鋼板
 薄板
 フリキ
 珪素鋼板
 高級仕上鋼板
 線材
 普通線材
 特殊線材
 釘
 針金
 鐵線
 鋼管
 瓦斯管
 罐一般用HCK鋼管
 油井用鋼管
 瓦斯容器用鋼管
 電線管
 帶鋼熔接管
 鋼管柱
 水道鋼管

00954

再
 外
 帶
 サ
 ム
 シ
 ャ
 ン
 ヲ
 ン
 ー

メ
 タ
 ル
 ラ
 ス
 ワ
 イ
 ヤ
 ラ
 ス
 亜
 鉛
 鐵
 板

第二號樣式

昭和 年 月 日 届出
 昭和 年 月 日 届達
 工作物業造統制規則第七條ニ依ル届書

業 造 主 住 所 名 電話 番 号

工作物ノ位置	
工作物ノ用途	
築造許可ノ年月日	年 月 日
築造工完了ノ年月日	年 月 日
築造工事廢罷ノ年月日	年 月 日
記 號 番 號	第 號

00955

第三號様式

昭和 年 月 日 出
昭和 年 月 日 進
建築物築造統制規則第24條ニ依ル肩書
商工大臣

築造主 住 所 氏 名 國 電話 番 股

判 定

經由行政官驗見(理由)

工作物ノ位置

工作物ノ屬スル事業又ハ施設ノ種

昭和十八年五月三十一日迄ニ工事ヲ完了セザル見込ノ無存及豫定期日

舊鐵鋼工作物築造許可規則適用ノ有無

前申請(肩)ニ於ケル工事着工及工事竣功ノ豫定期日

着手

竣功

工事進捗ノ度(工作物ノ規模ニ對シ)

00956

工 事 = 必 要 ナ ル 資 材	品 種 別	所 要 量	使 用 量	未 使 用		現 物 入 手 期
				現 物 入 手 済 量	現 物 入 手 済 量	

工作物ノ規模ヲ縮少シ工場ヲ空テセントスル場合ノ設計及工事概要

本則施行ノ際現ニ工事ヲ中止シテアルモノ及其理由

中 止 年 月 日

注意 (1) 證明書ノ寫ヲ添付スルコト

(2) 舊鐵鋼工作物築造許可規則ノ適用ナキモノニ在リテハ(第一號様式ノ一乃至同様式ノ四)用紙ニ準ズル別紙ヲ添付スルコト

00957

◇鳥取縣令第三十二號

昭和十七年六月鳥取縣令第五十一號鳥取縣立機械工養成所規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條 養成所ノ名稱並ニ所在地左ノ如シ

名 稱	所 在 地
鳥取縣立鳥取機械工養成所	鳥 取 市
鳥取縣立米子機械工養成所	米 子 市

第三條中第二項ヲ削ル

第七條 養成所ノ本科ノ教科ハ鳥取縣立鳥取機械工養成所ニ在リテハ旋盤工、仕上工、鑄工、製圖工ノ四分科、鳥取縣立米子機械工養成所ニ在リテハ旋盤工、仕上工ノ二分科トシ各其ノ一分科ヲ專修セシム

第十三條 生徒ノ定員ハ本科ニ在リテハ鳥取縣立鳥取機械工養成所六十名、鳥取縣立米子機械工養成所四十名、研究科及別科ニ在リテハ若干名トス
本科各分科ノ定員ハ所長之ヲ定ム
第一號書式中「鳥取縣立機械工養成所長殿」ヲ「鳥取縣立何機械工養成所長何某殿」ニ改ム
第二號書式中「鳥取縣立機械工養成所長何某殿」ヲ「鳥取縣立何機械工養成所長何某殿」ニ改ム
第三號書式中「鳥取縣立機械工養成所長位勳爵氏名圖」ヲ「鳥取縣立何機械工養成所長位勳爵氏名圖」ニ改ム

告 示

◇鳥取縣告示第二百二十二號

左記ノ者ニ對シ無試験檢定ニ依リ昭和十八年三月三十一日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00958

資 格 氏 名

國民學校初等科訓導	砂 口 靜 江
同	津 村 時 雄
同	尾 崎 三 之 助
同	福 井 成 文
同	矢 村 麟 一
同	村 山 富 子
國民學校准訓導	柏 木 勝 子
同	神 邊 慶 枝
國民學校初等科准訓導	德 田 し づ 子
同	北 村 ゆ り 子
同	松 井 夏 代
同	都 田 金 子

◇鳥取縣告示第二百二十三號

左記ノ者ニ對シ試験檢査ニ依リ昭和十八年三月三十一日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

資 格 氏 名

國民學校訓導	別 所 博
國民學校初等科訓導	長 谷 川 艶
同	森 谷 桂 子
同	米 田 弘 子
同	原 美 惠 子
同	船 木 良 惠
同	粟 谷 英 子
同	磯 田 智 惠 子
同	籾 幸 子
同	角 篤 子
同	三 好 篤 子
同	妹 能 幸 江
同	吉 村 美 惠 子
同	山 内 秀 子
同	岡 本 紀 久 枝
同	下 村 一 惠

00959

- 同 山内悅子
- 同 山内敬惠子
- 同 竹谷美枝
- 同 安養寺ソノエ
- 同 森本和惠
- 同 本村郷子
- 同 村田悦子
- 同 門脇正一
- 同 小倉芙蓉
- 同 日置洋子
- 同 山中信枝
- 同 石田久子
- 同 生田千代子
- 同 水上國子
- 同 倉敷松子
- 同 美甘幸枝
- 同 高木冬子
- 同 清水美笠子

- 同 花倉玲子
- 同 豊田禎子
- 同 濱田千代
- 同 (農業)
- 同 吉田康輝
- 同 (習字)
- 同 大森喜久子
- 同 佐川正治
- 同 馬淵榮子
- 同 山本雅野

鳥取縣告示第二百十四號

食糧管理法第十三條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル證票左
記ノ通交付セリ

- 昭和十八年四月二十日
- 鳥取縣知事 土肥米之
- | 番號 | 官職 | 氏名 | 交付年月日 |
|-----|------|------|-----------|
| 第一號 | 地方技師 | 濱嶋一郎 | 昭和十八年四月十日 |
| 第二號 | 地方技師 | 棕貞男 | 同 |
| 第三號 | 地方技師 | 後藤智同 | 同 |

00960

- 第四號 技手 田村十治同
- 第五號 技手 小野田千廣同
- 第六號 技手 小林壽雄同

鳥取縣告示第二百十五號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十八年四月二十日
鳥取縣知事 土肥米之

本籍 鳥取縣岩美郡福部村大字高江二八番地
住所 同上

昭和十八年四月十四日 登録
第 八 九 〇 號

田 中 香 世
大正十年五月二十四日生

彙報

軍人援護精神昂揚運動

自四月二十三日 至四月二十九日 七日間

今や大東亞戦争の決戦段階に突入せるの秋、銃後國民は大御心を奉戴して克く前線將兵の奮闘勞苦を偲び、愈々軍人援護精神を昂揚して銃後の護りを鞏固にし、眞に前線銃後一體となつて國家總力を發揮し、以て大東亞戦争に勝ち抜かねばならぬのである。依つて今回陸、海軍省、情報局協力の下に軍事保護院、道府縣の指導により、大政翼賛會翼賛壯年團、大日本青少年團、大日本婦人會、大日本産業報國會並に恩賜財團軍人援護會、銃後奉公會及び大日本傷痍軍人會に於て「軍人援護精神昂揚運動」を実施し、四月二十三日より同二十九日に至る七日間を実施期間として、全國的に大運動を展開することとなつたのである。しかししてその全國的實施事項は女子青年の皇軍慰問並に

00961

指導者協議會、護國の英靈に對する讚仰運動、婦人の軍人
援護懇談會並に傷痍軍人の慰問、軍人援護精神昂揚大會の
開催、職場の皇軍慰問、銃後奉公會の活動、大日本傷痍軍
人會員令旨奉戴運動、出征軍人家族慰問撮影、巡回映畫班
の派遣、軍人援護記事の販賣等であつて、特に中央に於て
はラヂオ、新聞、週報、雜誌の利用、軍人援護寫眞展の開
催、放送演藝脚本募集、作家の模範學校及び軍事保護院施
設探訪、療養所、職業指導所等の入所者に對する慰安徹底
軍人援護献納書道展の開催等を實施することになつてゐ
る。

そこで本縣に於ては本運動の本質に鑑み、運動實施團體
に對する内面的指導を主とする外、恩賜財團軍人援護會縣
支部の事業を共同實施することとし、次の如く本縣實施事
項を定めたのである。決戦態勢いよゝ強化さるべき打柄
切に各位の積極的協力を期待する次第である。

◆ 本縣實施事項

一、縣並に恩賜財團軍人援護會縣支部實施事項

- 1 立看板又は懸垂幕(標語)の掲出
 - 2 隣組常會指導用ビラ製作配布
 - 3 標語ゴム印作成配布
 - 運動實施團體に配布し、發文書の餘白に捺印せしむ
 - 4 募合放送の實施
 - 劇場、常設館にて募合に運動の主旨及び「銃後奉公
會の誓」を放送す
 - 5 標語の各戸門戸掲出
 - 國民學校兒童をして軍人援護標語を清書せしめ、各
戸の門戸に掲出せしむ
 - 6 傷痍軍人再起座談會のラヂオ放送
 - 7 劇場、映畫館に於ける軍人援護献金箱の設置
 - 8 軍人援護記事の販賣
- 二、地方事務所實施事項
- 1 縣並に恩賜財團軍人援護會縣支部行事に對する協力
 - 2 運動實施團體の運動實施の指導
 - 3 町村銃後奉公會の役員並に大日本婦人會町村分會役
職員の軍人援護懇談會の開催

00962

三、其の他各種團體は夫々實施計畫を樹立す
尙各中等學校に於ては、校友關係又は在學生の父兄たる
前線將兵に對し、寄せ書等の方法により必ず慰問狀を發送

皇后宮御歌

昭和十二年九月二十一日拜したる御歌
なくさめむことの葉もかなたゝかひの
にはをしのひてすくすやからを
昭和十二年十一月三十日拜したる御歌
やすらかにねむれとそおもふ君のため
よのちさくけしますらをのとも
昭和十三年十月三日拜したる御歌
あめつちの神もりませいたつきに
いたてになやまますらをの身を

し、護國神社參拜又は校友關係若は在學生の父兄たる戦没
者の墓參をなさしめて英靈に對する感謝の念を涵養し、且
つ校友關係の軍人遺族に對し心からなる慰問をなさしめる

共同苗代の奨め

全部落増産と隣保相助の爲に

等生徒をして積極的に本運動に参加せしめることになつて
ゐる。

食糧増産は戦争遂行上最も重大な問題であつて、吾々農
民に對する政府の期待と要望は未曾有のことである。吾等
は如何なる障碍をも突破して國家の要請に應へねばならな
い。

然しながら肥料勞力等は漸く減少して從來の如き尋常一
様の手段方法では目的達成は到底困難であつて、吾々は是
非時局即應の態勢に入らなければならぬのであるが、先
づ稲に在りては共同態勢の魁たる共同苗代によつて、健苗
育成と共同精神の涵養に努めることが肝要である。

昔から稲作は「苗代半作」といはれてゐるが、昨今の如
く資材勞力不足の際には、殊にその感を深くする次第であ
る。勿論個人苗代によつても健苗育成は不可能ではない

が、國家の要求する全農家全部落の増産を期する爲には、健苗育成と隣保相助の基をなす共同苗代に出發することを最も捷徑とせねばならぬ。共同苗代が出来ればそれから後は田植も脱穀も採種も自然と共同にしやすいなり、栽培上の困難な農業技術も一齊に實行されて増産必勝態勢も出来上り、又共同炊事その他の共同事業も自ら生まれて其の成績は期して待つべきであつて、この意味に於て各部落に共同苗代の設置を更めて高唱する次第である。即ち共同苗代の設置は昔から言ひ古された農業改良の重要方策であるが、時局の進展と共に今や一層切實の仕事となつてゐるのである。切に各部落の共同苗代設置を要請する次第である。次にその設置上留意すべき點及び準備すべき事項を記して参考とする。

▽共同苗代設置上の留意事項

- 1 共同苗代は部落の總會に於て熟議決定すること
- 2 共同苗代の戸數は十戸乃至二十戸内外を適當とし、一ヶ所に集合不可能の場合は二三ヶ所に分散設置するもよし

- 3 共同苗代用地の選定折衝には互讓の精神によつて實現を期せねばならぬ
- 4 共同苗代設置の場合は成るべく共同田植まで誘導すること
- 5 共同苗代跡地は共同耕作によつて基本金の造出、共同作業の訓練等に努めること
- 6 種子粗は組合員に於て品種毎に擔當採種圃を設けると

▽共同苗代實施上準備すべき事項

- 1 部落の作付品種を決定し、種子の確保を期すること
作付品種は統一する必要があるけれども、過度の制限を加へることはよくない。大体一組合六品種乃至十品種位を確保すること
 - 2 共同苗代肥料を確保すること
 - 3 作業別出役計畫を樹立すること
- 苗代耕起 碎土施肥 代掻床造り
播種 管理(水番) 除草
苗代消毒 病蟲驅除(苗代跡)

除草

4 共同苗代曆を作製すること

麥病害防除「藥劑撒布」

— 麥増産運動最後の手入れ —

麥増産完遂運動第三回手入週間の行事として病害防除の爲の藥劑撒布の時期が來ました。これは麥増産最後の手入れであります。是非各部落一齊に實行して下さい。

撒布時期

平坦部 五月一日から 一週間
山間部 四月二十五日から

撒布回数

二回以上 第二回は第一回撒布より一週間後

藥劑

農會から配給される石灰硫黄合劑を一〇〇倍にうすめる。即ち原液一升を一石にする。

撒布量

一回の撒布量は反當一石から一石五斗位、充分に撒布

するがよし。
撒布方法

部落の防除班又は青少年學徒を動員して共同的に一齊撒布を行ふこと。

◎傳染病患死者旬報 (三月下旬・印ハ疫痢)

年 月 計	日 計	西 野 郡	東 伯 郡	氣 高 郡	八 頭 郡	岩 美 郡	米 子 市	鳥 取 市	赤痢	腸チフス	パラチフス	痘瘡	猩紅熱	チフス
五八〇三	三								者患					
〇三	三								者死					
三二四三	三								者患					
二	二								者死					
三三二	二								者患					
三	三								者死					
一	一								者患					
									者死					
三	一								者患					
									者死					
五六	二								者患					
四八	一								者死					
九	三								者患					
									者死					

00965

○行旅死亡人

岩手縣紫波郡見前村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱候此ノ旨
通知有之候ニ付心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍地、住所氏名不明、年齢推定三十七才位男

一、身 長 五尺三寸位、体格中等、角刈、顔色小
麥色一見勞働者風

一、着 衣 國防色作業衣、乗馬ズボン、黒靴下、
人絹兵子帯

一、所持品 金七圓八拾壹錢、衣料切符六枚坂本常
八外五名分、戰鬪帽一

一、死亡ノ場所 紫波郡見前村大字津志田字野田鐵道踏
切附近ニ於テ列車進行中顛落變死

一、埋葬年月日 昭和十八年三月二十日

一、取扱者 岩手縣紫波郡見前村長

◎週報・寫眞週報掲載内容 (四月二十一日)

◇週報

(卷頭言) 敵の宣傳謀略を破碎せよ

昭和十八年四月二十日印刷
昭和十八年四月二十日發行

○改正された軍人扶助法

○決戦下の傷痍軍人職榮保護

○戦歿軍人遺族の相談指導について

○マニ河畔に英印軍を撃滅

○南太平洋航空決戦

○隣組の婦人防空態勢

◇寫眞週報

○軍人援護精神昂揚運動特輯

△軍人援護に活躍する模範町會

△國民學校と軍人援護

△自力再起の傷痍工場

○ハキヤブ・フロリダ島沖の戦果

○ヨイ子は育つマライでも

○増産へ消雪作業に指導の男女學生

○連載 あかるく戦はう(五)

—寫眞週報 村役場を尋ねる

○名古屋鶴前女子機械乙保導所

○漫 畫

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所 (西島19) 前田印刷所